

厚岸町規則第36号

厚岸町職員の職に関する規則及び厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月29日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の職に関する規則及び厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(厚岸町職員の職に関する規則の一部改正)

第1条 厚岸町職員の職に関する規則(平成24年厚岸町規則第44号)の一部を次のように改正する。

別表の2の項中「主任臨床工学技士」の次に「主任管理栄養士」を加える。

(厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第2条 厚岸町職員の給与の支給に関する規則(平成22年厚岸町規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第2一般給料表の項中「主任臨床工学技士」の次に「主任管理栄養士」を加え、同表医療職給料表の項中「及び主任臨床工学技士」を「主任臨床工学技士及び主任管理栄養士」に改める。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。